

資料③

○柏市交通政策審議会条例

平成31年3月22日

条例第11号

(設置)

第1条 本市における交通政策の総合的な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、柏市交通政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議とする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、交通政策の総合的な推進を図るために必要な事項について調査審議すること。
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画に関する協議を行うこと。
- (3) 道路運送法施行規則第9条の2に規定する一般乗合旅客自動車運送事業及び市町村運営有償運送に関する協議を行うこと。
- (4) 交通政策に関する重要な事項について市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 審議会は委員25人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者

- (2) 本市の住民
 - (3) 公共交通事業者の職員
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 本市の職員
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 第1項の規定により委嘱され、又は任命された次の各号に掲げる委員は、それぞれ当該各号に定めるときにその委員の職を失う。
- (1) 第1項第2号に該当する者として委嘱された委員 本市に住所を有しなくなったとき。
 - (2) 第1項第3号及び第4号に該当する者として委嘱された委員 当該委嘱された時の職を離れたとき。
 - (3) 第1項第5号に該当する者として任命された委員 当該任命された時の職を離れたとき。

(部会)

第4条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。